

# 福生市教育委員会会議録

平成31年第2回定例会

- 1 開催年月日 平成31年2月15日（金）
- 2 開始時刻 午前9時30分
- 3 終了時刻 午前11時13分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫  
教育総務課長 中 島 雅 人  
教育支援課長 野 崎 昌 利  
学校給食課長 中 岡 保 彦  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
スポーツ推進課長 内 藤 毅 誠  
公民館長 佐 藤 克 年  
図書館長 森 田 雅 枝  
特別支援教育担当主幹 酒 見 裕 子  
英語教育推進担当主幹 林 宣 之  
指 導 主 事 重 末 祐 介
- 8 傍聴人 1人

午前9時30分 開会

教 育 長 それでは、改めましておはようございます。定時でございますので、ただいまから平成31年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、坂本和良委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。

教育長報告を各担当部長より申し上げます。

本日鳥越部長が欠席をしておりますので、教育総務課長より報告をいたします。

教育総務課長 それでは、本日は教育部長が欠席しておりますので、学校教育を除く所管事務につきまして、私から御報告させていただきます。

まず、(1)、市長部局等でございますが、御報告は特にございません。

次に、(2)、教育総務課でございますが、1月22日、第七小学校学校訪問、23日、市町村教育委員研究協議会に御参加いただき、ありがとうございました。また、記載はございませんが、2月3日、中学生「東京駅伝」の応援の後にもかかわらず、ヤングアメリカンズにお越しいただき、御礼を申し上げます。

(3)、学校給食課でございますが、記載のとおり、4件の視察がございました。

(4)、生涯学習推進課でございますが、1月29日、東京グローバルゲートウェイの視察をしていただきました。平成31年度のふっさっ子グローバルヴィレッジ事業につきましては、東京グローバルゲートウェイで実施するよう進めてまいります。

また、2月2日から4月4日まで福生市郷土資料室で鳥の姿を再現した手彫りの模型や剥製を展示するバードカービング展を開催しております。

(5)、スポーツ推進課でございますが、1月27日、福生市体育協会主催で、第22回福生市民新春駅伝大会を多摩川中央公園で開催いたしました。今回は、中学生「東京駅伝」の予行練習と位置づけまして、選抜チームに参加していただき、64チーム、305人の参加を数え、盛大に実施ができたところでございます。

(6)の市民会館、公民館、(7)、図書館につきましては、記載のとおり

りでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

次に、参事より報告いたします。

参事兼教育指導課長

私からは学校教育に関する所管事務について大きく4点御報告を申し上げます。

1点目は、未来を拓くふっさっ子学習発表会についてでございます。平成31年1月26日土曜日午後1時から市民会館大ホールで行われました。当日は、加藤育男市長より御挨拶をいただき、本市教育委員会外部評価者の金子一彦東京学芸大学教職大学院教授等、420名の参加を得ました。内容につきましては、いじめ防止標語の表彰、児童・生徒によるいじめ防止サミット、そして英語教育発表会の3構成でございました。各学校のいじめに対する取組、そして英語発表の感動的なエンディング等、年々発表内容の質が上がっているなどの感想が寄せられております。

2点目は、平成30年度の第10回中学生「東京駅伝」大会の競技結果でございます。別紙をつけてございますので、そちらをご覧ください。今年度は、選手選抜、そして10月からの選考会及び月1回の合同練習に加えまして、市主催の駅伝大会の出場、さらには本番前日の調整練習など力を入れてまいりました。結果は、女子45位、男子47位、総合48位でございました。今年度は、過去最高タイムを出した地区に与えられます特別賞はございませんでしたが、各選手が懸命に走る姿がとても印象的な大会になったと思います。沿道での声援等さまざまな御支援をいただき、ありがとうございました。

続いて、3点目でございます。1枚目にお戻りください。インフルエンザによる臨時休業措置、学級閉鎖については、こちらに書いてございますが、ようやく峠を越えた状況になったといったところでございます。

その他の報告についてでございます。福生市立学校展覧会でございますが、1月25日から27日まで、今年も例年どおり市民会館展示スペースで開催いたしました。

次に、福生市教育研究奨励校、福生第二小学校の研究発表が2月8日金曜日に行われました。研究主題「思いやりの心もち、自他の関わりを大切に生きて生きる児童の育成 - 伝え、深め、認め合う「特別の教科 道徳」の授業づくり -」のもと、研究がまとめられておりました。公開授業では、研究の成果が存分にあらわれた工夫のある展開が見られ、2年間の成果が十分に得られた、とてもよい発表だったと考えております。

次に、福生市立学校教育研究会の発表会、報告会でございます。2月13日水曜日、教育委員の皆様にも御多用の中、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

次に、今後の予定でございますが、コミュニティ・スクール説明会が2月23日土曜日午後2時からもくせい会館にて行われます。

次に、福生教育委員会表彰式が市民会館小ホールにおいて3月9日土曜日午前10時から、同じ日の午後には音楽のまちづくりコンサートが市民会館大ホールにて行われる予定となっております。

次に、平成30年度の卒業式の日程でございます。中学校が3月20日水曜日、小学校が3月25日金曜日に挙行予定になってございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。

何か質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

特に学校教育について、教育委員の皆様に行行事等に御参加をいただきまして、また、東京駅伝については力強い御声援をいただきまして、大変ありがとうございました。ただいま御報告をいたしましたように、子どもたちは全力を出し切って、どちらもチームワークよく頑張ってくれていたのではないかなと思っております。いい練習もできましたし、最高の状況で臨めたのではないかなと思っております。

それから、ふっさっ子学習発表会なのですけれども、参加者からは、励ましや、称賛、慰労や期待の言葉、信頼を寄せる言葉が大変多く寄せられております。大変心強く思った次第でございます。子どもたちの成長がよりよく見えたことが何よりだったのかなと感じております。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長報告を終わります。

本日は、議会前でございますので、意見聴取が市長から来ておりますので、順次進めさせていただきます。

日程第3、議案第3号、福生市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第3号、福生市職員の自己啓発等休業に関する条例につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、学校教育法の

一部改正に伴い、引用する規定を整理することにつきまして、市長から5ページの写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

なお、説明の関係上、市長からの意見聴取に係る鑑文の順番と説明が異なりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に公布されましたことに伴いまして、平成31年4月1日より専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、これに係る設置基準や学位規則等の関係法令の改正に伴いまして、本条例の引用する規定に項ずれが生じたため、一部改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。10ページの新旧対照表をごらんいただきたく存じます。引用規定は、大学等の課程を履修するための対象となる教育施設に係る規定でございます。学校教育法第104条第4項第2号で定めていたものが第7項第2号に項ずれになったものでございます。施行日は、平成31年4月1日からでございます。

以上、議案第3号、福生市職員の自己啓発等休業等に関する条例についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第4号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第4号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。提案理由でございますが、報酬の額を改定するほか、部活動指導員等を新たに加えることについて、市長から13ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

この条例改正につきましては、改正内容が広範囲に及んでおりますが、教育にかかわる内容を中心に御説明を申し上げます。

まず、19ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、嘱託員の報酬額の見直しにつきましては、東京都の最低賃金が今年度の平成30年10月1日に改正されまして、市のパートタイマー賃金が現在の990円となっております。1時間当たり50円の引き上げをしているところでございます。このことから、一般事務嘱託員の報酬額との差が僅差になってきたこと、また他市と比較して同種の嘱託員報酬が低額であることなどから、報酬額の低い職層を中心に1時間当たり50円を加算する方法で嘱託員の報酬額を改めようとするものでございます。あわせまして、長年据え置かれております各委員会等の委員報酬につきましても、他市と比較して同種の報酬が低額であることなどから、今回報酬額を改めようとするものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、嘱託員の報酬額の改正につきましては20ページの資料により後ほど説明させていただきます。3の改正による効果、影響でございますが、対象となる嘱託員は全体で94名、委員等は延べ350名で、約983万6,000円の増額を見込んでいるところでございます。4の施行日につきましては、平成31年4月1日を予定しております。

次に、20ページ、嘱託員及び委員報酬改定についてをごらんいただきたいと存じます。2の報酬額の改定がある職種でございますが、まず(1)の時間額報酬の嘱託員では、一般事務嘱託員及び図書館嘱託員を引き上げるもので、一般事務嘱託員については現行1時間1,050円から1,100円に、図書館嘱託員については1,200円から1,250円に改定し、月額報酬ベースではそれぞれ6,200円の増額となります。

21ページをお願いいたします。次に、(3)の月額報酬の嘱託員のうちアの教育相談員については月額21万2,000円を21万8,200円に、イの郷土資料室嘱託員及びふっさっ子広場の統括指導員については月額17万9,800円を18万6,000円に、ウのふっさっ子の広場の指導員につきましては月額16万8,600円を17万4,800円にそれぞれ改定いたします。

次に、（４）の委員報酬でございます。現行の8,500円及び9,000円の委員報酬について1,000円及び500円を増額し、9,500円に統一するために改正するものでございます。今回人口10万人未満の類似団体の報酬額を参考にしたところ、平均で9,325円となることから、平均額に多少上積みした9,500円に設定しているところでございます。教育に関する委員といたしましては、社会教育委員、スポーツ推進委員、スポーツ推進審議会委員、文化財保護審議会委員が9,000円から9,500円に、ふっさっ子広場機構会議委員、公民館運営審議会委員、図書館審議会委員、学校給食センター運営審議会委員が8,500円から9,500円にそれぞれ改定いたします。

22ページをお願いいたします。次に、（５）の医師関係の報酬の改定でございます。西多摩医師会からの要望を受けまして、西多摩全体で学校医などの報酬を記載のとおり改定いたしますので、福生市もそれにあわせ、改定をするものでございます。

23ページをお願いいたします。2つ目の改正内容になります。改正の趣旨のうち教育にかかわるものとして、（２）のイ、各中学校に配置いたします部活動指導員を新規に追加するものでございます。時間額は1,600円で、3人分、年間約250万円を見込んでいるところでございます。施行日は、当初に御説明いたしました報酬改定と同様に平成31年4月1日としております。

25ページには新旧対照表を添付してございまして、教育機関を含めました全ての改正について記載をしております。御確認いただきますようお願いいたします。

以上、議案第4号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議をいただきまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 内容そのものではなくて、19ページの表現について違和感があるのです。3番、改正による効果、影響というところがあるのです。この内容から見ると、改正に必要な予算の内容書かれていると思うのですが、通常は改正による効果、影響だと、必要な報酬が得られることによって働く意欲が下がらないとか、そういうものが効果だという気がするので、表現を変える機会があるのでしたら、検討していただければと思います。

教育総務課長 こちらの資料は、担当の職員課にて作成したものでございまして、やは

り金額がどのぐらいになるのかというところが注目される部分になっているかと思います。金額以外の影響についてもあるかと思いますので、担当課には委員からそういった意見があったと報告したいと思います。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第5号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第5号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料は、33ページをお願いいたします。提案理由でございますが、東京都の給与改定に準じて一般職の職員の期末手当の支給割合及び給与表を改定するほか、部長級職員を除く55歳を超える職員の昇給の基準を変更することについて、市長から35ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

41ページをお願いいたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、福生市の給与体系は東京都人事委員会の勧告に基づく東京都の給与表と諸手当を基本としておりますことから、今回の改正につきましても東京都に準拠し、給与改定をいたすものでございます。今回は、平成31年4月1日からの実施となります若年層職員の給料及び初任給の引き上げに伴う給与改定と国と同様に6月期と12月期の期末手当支給割合を同じ月数での均等配分する改定などとなっております。

またあわせまして、高齢層職員の給与抑制措置といたしまして、55歳を超える職員の昇給停止を導入するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、まず(1)の55歳を超える職員の昇給停止についてでございます。市では、高齢層職員の給与抑制措置として、55歳を超える職員は昇給を3号抑制しているところでございますが、国や東京都、また他市におきましては、国の人事院勧告に基づき、55歳を



超える職員は昇給の停止をしてきております。このようなことから、福生市におきましても、職員課において昇給停止に向け職員組合と協議を重ねてきておりまして、このたび妥結に至ったことから、平成31年の人事考課から導入しようとするものでございます。

なお、実際に昇給停止となるのは、平成31年度の人事考課が反映される平成32年度の10月の定期昇給からとなりますが、人事考課に伴う成績昇給の部分については今までどおり実施いたします。このことから、本条例の標準昇給を1号級からゼロに変更するとともに、この規定は平成32年4月1日以降に行われる職員の昇給について適用する旨を規則に規定させていただきます。

次に、(2)から(4)までが給与表の改定でございます。都の人事委員会勧告におきまして、人材確保の観点から、初任給を1,000円引き上げるとともに、若年層職員の給与改定を行うもので、行政職給与表(1)については、1級が1号給から45号給まで、2級が1号級から9号級まで、また行政職給与表(2)については1級のみで、1号級から15級から57号級まで記載のと通りの引き上げ額となります。

なお、今回の給与改定の対象職員数は行政職給与表(1)のみの64人、引き上げによります影響額は77万8,000円程度の増額が見込まれております。

次に、(5)の期末手当の支給割合の改定でございます。特別級の6月期と12月期の均等配分でございます。国においては、既に6月期と12月期の期末手当を均等配分してきておりまして、今回の都の人事委員会勧告では、31年度以降においては国と同様に均等配分するよう勧告があったところでございます。このようなことから、都においても平成31年度から均等配分を実施するとのことであり、他市においてもおおむね東京都に倣う団体が多いことから、福生市におきましても東京都に準拠し、平成31年6月期以降の期末手当を(5)の記載どおりに改定するものでございます。

44ページをお願いいたします。このことによりまして、三役及び管理職を含む一般職の年間支給月額4.6カ月が6月期と12月期ともに2.3カ月の支給月額となり、また再任用職員につきましては、年間支給月額2.4カ月を6月期、12月期ともに1.2カ月の支給月額、また任期付職員については年間支給月額3.45カ月を6月、12月期ともに1.725カ月の支給月額となります。施行日は、平成31年4月1日でございます。55歳を超える職員の昇給停止につきましては、平成32年4月1日から適用するものでござ

います。

45ページの新旧対照表をお願いいたします。第6条第5項で55歳を超える職員の昇給基準の変更を、第1条第2項から第4項では各職員の支給割合の変更を、別表第1、第2では給与表の給与月額をそれぞれ改定しております。

以上、議案第5号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第6号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第6号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料は、51ページをお願いいたします。提案理由でございますが、東京都の給与改定に準じまして、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改正することについて、市長から53ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

57ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、一般職の任期付職員につきまして、東京都の給与改定に準じて、期末手当の6月期と12月期、こちらの支給割合を均等化するために本条例を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、平成31年6月期以降は年間支給月額3.45カ月を6月期と12月期ともに支給月額1.725カ月に均等配分するものでございます。年間の支給割合に変更はございません。

58ページが新旧対照表となっております。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

以上、議案第6号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第7号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第7号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

資料は、59ページをお願いいたします。提案理由でございますが、市長等に支給する期末手当の支給割合及び給与月額を改定することについて、市長から61ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

65ページをお願いいたします。1の改正趣旨でございますが、福生市特別職報酬等審議会からの答申に基づきまして、市長、副市長並びに教育長の給与額を引き上げるとともに、先ほど御説明いたしました一般職職員の給与改定にあわせまして、市長等の三役につきましても、6月期と12月期に支給する期末手当の支給割合を均等配分するため、本条例を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、審議会からは全委員一致で類似団体の平均並みに引き上げることが適当であるとの答申をいただき、その引き上げ額については記載のとおりでございます。

次に、期末手当の6月期と12月期の均等配分でございますが、一般職職員にあわせまして、平成31年6月期以降は年間支給月額4.6カ月を6月期と12月期ともに支給月額を2.3カ月に均等配分するものでございます。改

正による影響でございますが、給与月額のみで年間136万8,000円の増となり、期末手当につきましては、支給割合の合計に変更はございません。

66ページは、こちらの改正に合わせました新旧対照表となっております。施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

以上、議案第7号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正について、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

資料は、67ページをお願いいたします。提案理由でございますが、管理職職員の給与を減額する期間を平成31年度まで延長することについて、市長から69ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

73ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、現在平成31年3月31日までの期間で管理職の給与月額を部長職で5.2%、課長職で3.9%削減を実施しているところでございますが、この期間を平成32年3月31日まで1年延長するものでございます。

なお、部長職及び課長職における試算では、部長職では月2万5,300円の減額、課長職で1万7,250円の減額となっております。4の施行日につきましては、平成31年4月1日からを予定してございます。

75ページの新旧対照表をお願いいたします。第1条に規定しております

特定期間及び附則の第2項に規定している条例の失効の期間を平成32年3月31日まで延長するものでございます。

以上、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第9号、平成30年度福生市一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第9号、平成30年度福生市一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取につきまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

77ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から79ページのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきましては、83ページをお願いいたします。平成30年度福生市一般会計補正予算(第5号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,574万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ253億2,416万1,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明いたします。教育に関するものでは、今回の補正では歳入歳出の増減はなく、特定財源の減額補正のみとなります。

88ページをお願いいたします。第9款教育費、第2項小学校費、第3目学校施設費に充当しておりました国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金、9条交付金につきまして、充当額を100万円減額するものでござ

います。これは、学校施設費のうち第三小学校増築事業の設計委託料につきまして、契約金額が確定したことによるものでございます。

89ページをお願いいたします。第9款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費に充当しておりました国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金、9条交付金について、充当額を300万円減額するものでございます。こちらにつきましても、公民館費のうち市民会館舞台装置等改良事業の設計委託料について契約金額が確定したことによるものでございます。

なお、この減額されました400万円につきましては、90ページにございますように、今回補正の歳入部分で2,421万5,000円増額されました特定防衛施設周辺整備調整交付金とあわせまして、基金へ積み立てを行うこととしております。

以上、議案第9号、平成30年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長

内容説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第10、議案第10号、平成31年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第10号、平成31年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

初めに、資料についてでございますが、資料は議案書93ページから153ページまででございます。市長部局からの意見聴取の依頼文並びに平成31年度福生市一般会計予算及び同説明書の教育委員会所管分の抜粋でございます。また、別冊になっておりますが、議案第10号 - 2資料、平成31年度当初予算について、A4判1枚の資料及び議案第10号 - 3資料として実

施計画（予算説明書）の教育委員会所管分の抜粋を配付させていただいております。御確認をお願いいたします。

それでは、議案書93ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたことから、本議案を提出するものでございます。

内容についてでございます。別添の資料、議案第10号 - 2資料、平成31年度当初予算についてをごらんください。A4の1枚の資料でございます。1の予算規模でございます。一般会計、市全体の予算につきましては、平成31年度の予算額は250億8,000万円、前年度比6億8,000万円、率では2.8%の増でございます。そのうち教育費につきましては、予算額が38億3,127万6,000円でございます。教育費の一般会計に占める割合は15.3%、前年比では5億7,025万円、率では17.5%の増でございます。

なお、教育費を学校教育費と社会教育関係で見ますと、学校教育関係が22億2,317万2,000円、構成比は58.0%で、社会教育関係が16億810万4,000円、構成比は42%でございます。

次に、2の大規模事業でございます。大規模事業は、1億円以上の建設事業等ございまして、記載のとおりでございます。

次に、議案第10号 - 3資料、実施計画、予算説明書の抜粋になりますが、1ページをごらんください。上段アの運営方針につきましては、記載のとおりでございますが、平成31年度は福生市教育振興基本計画の修正後期の最終年度であるため、次期福生市教育振興基本計画を策定いたします。なお、生涯学習計画を福生市教育振興基本計画に統合するため、同時に策定をいたします。

また、第2次ふっさっ子未来会議を開催し、教育と児童福祉の一貫的支援体制のあり方などについて検討を開始いたしますことから、関連予算を計上しております。詳細は、歳出で御説明を申し上げます。

次に、イの実施計画でございますが、平成31年度は新規、廃止項目はなく、改善項目のみで、ごらんとおりでございます。なお、詳細は5ページ以降の事務事業の個票に沿いながら説明をさせていただきます。

次に、ウの歳入でございます。下段の合計をごらんください。合計は8億6,222万9,000円ございまして、前年度比では1億973万2,000円、20.0%の減でございます。

減額の要因でございますが、教育費の歳入全般では、10件の歳入項目で

皆増があり、事業等の終了などに伴う皆減が6件ございました。その相殺などが要因でございますが、主たる要因は第15款教育費国庫補助金、教育施設等騒音防止対策事業補助金の減額によるものでございます。

次に、目ごとの概要の説明をさせていただきます。第14款第1項第4目教育使用料は、9つの施設の施設使用料でございます。基本的には実績等から推計いたしまして見込んだものでございますが、地域会館使用料181万4,000円は前年比58万3,000円の減額となっております。これは、扶桑会館に指定管理者制度を導入し、利用料金制を導入したため、地域会館使用料から除外したものでございます。また、市営競技場使用料202万3,000円は、整備工事を計画しておりますことから、閉場期間分の歳入減額を122万円と見込んだものでございます。

次に、第15款第2項第6目教育費国庫補助金のうち教育施設等騒音防止対策事業補助金の平成31年度は第三小学校の校舎及び第五小学校の講堂の空調の更新工事に関する国庫補助金で、1億2,758万5,000円を見込んでおります。前年度比では1億4,206万2,000円の減でございますが、このことが教育費の歳入の大幅な減の要因で、これは第三小学校の校舎の工事を2カ年の債務負担行為事業とし、平成31年度の補助金が事業全体の補助金の2割の歳入となったためでございます。なお、残りの8割は平成32年度の歳入となります。

また、切れ目ない支援体制整備充実事業補助金24万4,000円、第六小学校便所改良事業補助金357万7,000円が皆増で、新扶桑会館整備事業補助金が皆減となっております。

第16款第2項第7目教育費都補助金は、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金1,111万6,000円、コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金43万2,000円、部活動指導員配置経費補助事業補助金164万8,000円、公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助金160万円、第六小学校便所改良事業費補助金178万8,000円、スポーツ施設整備費補助金6,000万円は皆増で、学校施設内の防犯カメラ設置に関する都補助、公立学校防犯設備整備費補助金が皆減となっております。

第16款第3項第5目教育費委託金は、プログラミング教育推進校事業委託金50万円が皆増で、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金、安全教育推進校事業委託金、道徳教育推進校事業委託金、スーパーアクティブスクール事業委託金が皆減となっております。

第21款第3項第1目雑入では、市営競技場整備事業に対するスポーツ振



興くじ助成金4,800万円が皆増となっております。歳入につきましては、以上でございます。

4ページの一般会計歳出をごらんください。表の下段の歳出の合計は、教育費の総額から人件費を除いた額で、事務事業の実施に伴う諸経費等の合計でございます。合計額は31億4,881万円で、前年度比6億641万1,000円、23.9%の増でございます。主な増額の要因は、第三小学校の増築、市民会館舞台装置等改良、市営競技場改良などの大規模建設事業の増加によるものでございます。

4ページの債務負担行為をごらんください。債務負担行為は、平成31年度からの複数年事業でございます。平成32年度までの小学校防音機能復旧（復機）事業、平成33年度までのふっさっ子の広場事業、平成32年度までのグローバルヴィレッジ実施委託料でございます。

5ページをお願いいたします。これ以降は、事業ごとの個票でございます。左上には新規、継続の区分を明記し、また下の左側には主な事業費を記載しております。なお、改善項目には丸印を付してございます。

改善項目がある事業並びに特徴のある事業を中心に御説明をさせていただきます。初めに、下段のナンバー2、教育総務事務には運営方針で申し上げました教育振興基本計画策定の支援委託料613万4,000円並びにふっさっ子未来会議の委員謝礼32万5,000円を計上しております。

10ページをお開きください。上段、ナンバー11、第六小学校管理事務の便所改良工事1,733万8,000円は、だれでもトイレの設置工事で、この工事をもちまして市内全校に最低1個のだれでもトイレの設置が完了いたします。なお、この事業につきましては、国、都からの補助金である第六小学校便所改良事業補助金等を活用いたします。

11ページ下段、ナンバー14、小学校防音機能復旧（復機）1億6,783万1,000円は、2カ年の債務負担行為をもって実施する空調機の更新工事で、第三小学校の校舎及び第五小学校の講堂が対象でございます。なお、この事業は防衛補助の教育施設等騒音防止対策事業補助金等を活用し、実施するものでございます。

12ページの上段、ナンバー15、第三小学校増築事業でございますが、平成31年度は工事实施年度でございます。防衛補助の特定防衛周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を活用し、実施いたします。

16ページをお開きください。下段のナンバー24、学校マネジメント強化事業は、学校経営補佐嘱託員、副校長補佐嘱託員、スクール・サポート・

スタッフを配置する事業でございますが、新たに部活動指導員報酬247万2,000円、費用弁償3万5,000円を計上し、各中学校1人ずつ部活動指導員を配置する改善項目でございます。なお、この事業は当補助である部活動指導員配置経費補助事業補助金を活用し、実施いたします。

28ページをお願いいたします。下段のナンバー48、教育相談事業は、教育センターにおいて教育相談及び教育支援を実施する事業でございますが、新たに就学相談、学識経験者謝礼18万2,000円を計上し、精神医療に従事する医師等の専門家を定期的に招聘し、指導助言をいただき、教育相談の質の向上を図る改善項目でございます。

31ページをお願いいたします。上段のナンバー53、小学校保健管理事務は、児童の保健管理を行う事業でございますが、医療的ケア児支援委託料73万3,000円を計上し、医療的なケアが必要な児童に対し適切な支援を行うため、看護師を派遣する改善項目でございます。

次に、下段のナンバー54、小学校教育環境整備支援事業の新入学児童学用品扶助費450万5,000円は、支給額の基本としている要保護児童生徒援助費補助金基準額の改定に伴い、新入学児童学校用品費の増額支給を行う改善項目でございます。

33ページをお願いいたします。下段のナンバー58、中学校教育環境整備支援事業の電算機借上料2,710万4,000円の一部並びに校内LAN整備委託料1,280万3,000円は、中学校の通常教室、特別教室、体育館などへのLAN整備を行い、ICT環境の充実を図る改善項目でございます。

また、同事業の新入学生徒学用品扶助費570万8,000円は、先ほど御説明申し上げましたナンバー54、小学校環境整備支援事業の新入学児童学用品扶助費と同様、支給額の基本としている要保護児童生徒援助費補助金基準額の改定に伴い、新入学児童学校用品費の増額支給を行う改善項目でございます。

34ページをお願いいたします。上段のナンバー59、中学校特別支援教育振興事業のうち備品購入費102万円並びに特別支援教室設置工事70万円は、平成32年4月に中学校全校において特別支援教室を開設するため、同補助金の公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助金を活用し、必要となる備品の調達及び施設整備を行う改善項目でございます。

40ページをお願いいたします。ナンバー72、新扶桑会館整備事業のうち解体負担金930万円は、現行の扶桑会館の解体を消防署との解体と一体で東京都が行うこととなりましたことから、解体の市負担分でございます。

また、備品購入費786万9,000円は、現在建設中の新扶桑会館に配備する備品購入費でございます。

42ページをお願いいたします。下段のナンバー76、ふっさっ子の広場事業のふっさっ子の広場事業委託料79万2,000円を改善項目として計上いたしました。現行のふっさっ子広場は、嘱託員による事業を実施しておりますが、来場者数の増加、特性のある児童への対応の増加などの子どもの安全にかかわる課題解決を目的に指導員の増員及び安定的な指導員配置を確保するため、嘱託員による直営から委託へ変更するものでございます。なお、この変更は平成31年度、32年度の2カ年で債務負担行為を設定し、委託化を行おうとするもので、平成31年度はその移行年度として移行準備をするための委託料でございます。

また、機構会議委員報酬17万1,000円、職員旅費3万6,000円は、子ども総合プランの具現化に向けた検討を想定し、先進自治体への視察や機構会議の検討を想定し、増額したものでございます。

少し飛びますが、53ページをお願いいたします。上段、ナンバー97、市営競技場改良事業3億3,082万9,000円は、フィールドの人口芝化並びに管理棟の改修でございます。平成31年度は工事年度でございまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金、スポーツ施設設備費補助金、その他の特定財源に歳入で御説明いたしましたスポーツ振興くじ助成金4,800万円が含まれておりまして、これらの補助金を活用し、実施いたします。

56ページをお願いいたします。下段のナンバー104、市民会館舞台装置等改良事業2億9,020万2,000円は、舞台装置等の更新を行うものでございまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、実施いたします。

69ページをお開きください。このページ以降は、改善項目の年度別計画の説明となっております。御参照いただければと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、平成31年度当初予算、教育部の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長

内容説明が終わりました。

何か質疑等ございましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員

校内LANについてお尋ねしたいのですが、特に小学校のふっさっ子の広場の部屋にもやる予定はあるのですか。

教育支援課長

小学校につきましては、今年度整備をさせていただきます。基本的には通常教室、それから特別教室、体育館を使用する対象とさせていただきます。

整備したところです。ふっさっ子の広場については、校内LANは引いてあるのですが、アクセスポイントの設置対象となっております。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。  
それでは、意見がないようでございますので、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第10号は原案のとおり同意することといたします。  
次に、日程第11、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画（平成31年度～33年度）の策定についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。  
教育総務課長 それでは、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画の策定につ

きまして、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。  
提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画〔修正後期〕に基づきまして、各施策を計画的に推進できるよう、平成31年度から3年間の実施計画を策定する必要があるため、提案するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。別冊の議案第11号資料の実施計画書をごらんいただきたいと思います。実施計画書の1ページをお願いいたします。ここでは、実施計画書の基本的な考え方を記載してございます。(1)の策定の目的では、6行目より平成31年度中に改定を予定しております教育振興基本計画と第2次となりますふっさっ子未来会議の設置についての記載をしてございます。(2)の性格では、具体的に平成31年度から3カ年で実施する事業や取組の計画を示し、毎年翌年度に事務の点検評価を行いますため、施策の成果をはかる指標を設定していること、また社会経済状況の変化や教育行政全体の新たな課題に対応するため、毎年度見直しをすることとしております。(3)では、実施計画の位置づけの図を示してございまして、事業はPDCAサイクルで推進していくこととしております。(4)の計画期間は、平成31年度から33年度までの3年間とし、毎年度改定するものでございます。

次の3ページ、4ページには、教育振興基本計画〔修正後期〕で示しました4つの基本方針ごとの推進事業の体系を掲載し、5ページから46ページまでが基本方針ごとの推進事業実施計画の一覧表となります。新規事業につきましては、事業名のところに㊦と、また改善事業につきましては㊧

と表示いたしまして、年度別計画の欄には主に平成31年度一般会計当初予算案に計上しております予算額等を記載しております。また、各基本方針の最終ページには施策の成果をはかる指標を設定しております。最後に、47ページに福生市教育委員会の教育目標、48ページに教育目標を達成するための基本方針を掲載してございます。

以上、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画の策定についての説明とさせていただきます。原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

この計画についても、次年度予定しております、教育振興基本計画の策定とあわせて、様式や内容等をまた御指導いただきながら変更してまいりたい。特に成果をはかる指標等について、市長部局との関連もございまして、市長部局との調整を図りながら、次年度に向けて変更をしていかなければいけないのかなという認識を持っているところでございます。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第12号、福生市立学校における働き方改革推進計画の策定についてを議題といたします。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、157ページをお願いいたします。議案第12号、福生市立学校における働き方改革推進計画の策定について説明いたします。

提案理由ですが、国や都の動向を踏まえ、福生市立学校における働き方改革推進計画を策定するため、本議案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、別添資料をごらんください。右上段は、東京都における教員の勤務実態調査の抜粋で、1週間当たりの在校時間、その下に週当たりの在校時間が60時間以上の割合を示しております。1週間当たりの在校時間では、教員につきましては中学校が60時間を超えて、副校長につきましては全ての校種で60時間を超えているという状況でございます。

週当たりの在校時間が60時間以上の割合は、小学校では37.4%、中学校

では68.2%になっておりまして、この週当たり60時間を超えている在校時間といたしますのは、月当たりには換算しますと、時間外在校がおおむね80時間を超えるという、いわゆる過労死ラインに相当すると言われている状況でございます。このように、教員の長時間労働の実態も既に明らかになっているところでございますけれども、教員の心身の健康のみならず、教育の質にもかかわる重大な問題だと考えております。

このような中で、左上段にございます目的について記載させていただいておりますが、教員一人一人の心身の健康保持の実現と学校教育の質の維持、この2つに積極的に取り組んでいくということを目的とさせていただいております。

本計画の位置づけでございますけれども、本計画は、東京都の公立学校教員として、その任命権者であります東京都教育委員会が策定しました学校における働き方改革推進プランに基づきまして、福生市立学校の教員の服務監督権者として推進計画を策定するものでございます。この推進計画は、福生市立小・中学校が所属職員の働き方改革を推進するため、実態に応じた取組ができるよう各学校の取組の指針とするものでございます。

目標でございますけれども、これは先ほど数値で読み上げさせていただいたと思いますが、実態調査の結果でこのように60時間超えの状況になってございます。こういったことから、あくまで過労死ラインを超えない当面の目標で、60時間を超える教員をゼロにするという目標を設置させていただいております。

そのため、実施することといたしましては、平日は1日当たり11時間以内とすること、土、日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は休みをとるといような取組方針とさせていただいております。

取組の方針については、大きく5本の柱がございます。右下段のほうをごらんください。第1は、在校時間の適切な把握と意識改革の推進でございます。これまで学校の出退勤の管理につきましては、出勤簿の押印を実施しているところでございます。また、教員の月ごとの時間外勤務時間報告について、教員の自己申告によりまして、把握しているところでありますが、この方法については十分でない面があると考えております。学校の工夫といたしましては、ノー残業デー、ノー部活デーなどを設けているところもございます。

そこで、今後といたしましては、時間を意識した業務ができるよう、教

員のタイムカードの導入、夏季休業中の連続5日間の休暇促進週間を設ける、さらには閉庁日を設けるなど、休暇の取得を促進していくということです。さらには、タイムマネジメントについて、研修を通して教員の意識改革、タイムマネジメント能力の向上を図っていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。第2は、教員業務の見直しと業務改善の推進でございます。現在学校では、会議時間を減らすとか、あるいは会議を整理統合するなどしまして改善を図っているところでございます。また、本市では早くから成績処理システム等々をパソコンでできるように導入しておりますけれども、こちらを積極的に今以上に活用していくであるとか、あるいは校内組織の見直し等を進めているところでございます。

また、本市教育委員会ではこれまで各種の会議あるいは研修会等の削減に取り組んでいるところでございます。今年度につきましては、昨年度比2割減ですけれども、次年度以降も見直していきたいと思っているところでございます。

今後の取組といたしましては、教員が授業改善を効率よく、しかも専念できるようにということで、教材あるいは指導案等の電子データを一括管理して、自由にアクセスできる、必要に応じてダウンロードできるような環境を整備していきたいと考えております。

また、教員同士がネットワークで結びつきまして、よりよい実践、交流し合うことも重要だと思いますので、そのための仕組みづくりも進めていきたいと考えております。

また、学校にはさまざまな要請が参ります。例えば民間団体からのいろんな出展の依頼であるとか、出席の依頼だとか、こういったところも縮減を図っていきたいと考えております。

続いて、3番でございます。学校を支える人員体制の確保についてでございます。外部人材の活用によりまして、学校組織の運営や組織力を強化するといったところが大きなねらいとなります。現在、授業指導補助員であるとか、学習指導補助員、特別支援学級の指導員等、さらには地域の人材、学生ボランティア等を活用しているところでございます。また、都のモデル事業として、現在は副校長補佐を非常勤職員として任用していたり、あるいは学習プリントの印刷等を補助的に行うスクール・サポート・スタッフなども配置しておりまして、教員が授業やその準備に注力できる環境整備に努めているところでございます。

今後の取組といたしましては、先ほど申し上げたとおり、授業指導補助

員であるとか特別支援学級指導員等がいるわけでございますけれども、重点配置等々も考えていながら、計画的に見直し、配置をしていきたいと考えているところでございます。

また、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフについては、継続的に配置できるように、こちらについては補助をいただいている関係もございしますが、引き続き継続して取り組んでいきたいと思っております。

また、本市はコミュニティ・スクールを計画的に指定しておりますが、コミュニティ・スクール委員等と連携しまして、地域との連携を強めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、4番でございます。部活動の負担を軽減するというので、これにつきましては中学校の部活動のあり方を見直していきたい。そして、顧問の業務の負担軽減をしていきたいということでございます。現在主に実技指導をする部活動外部指導員が学校を支援しております。さらに、学校でも週に休養日を設けるという取組も進んできております。週当たり2回休みにしている学校もございします。

今後については、休養日を確実にとっていくということの徹底を図っていきたくて思っております。さらには、従来の外部指導員に加えまして、部活動指導員が教員のかわりに部活動の指導業務を担当できるような整備をしていきたいということで、来年度から3名分の予算を要請しているところでございます。いずれにしても、これも補助が出ている関係で部活動のガイドラインを策定していかなければいけないと考えているところでございますので、こちらについても整備したいと思っております。

5番目がライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備でございます。学校でも、先ほど申し上げたとおり、ノー残業デー、あるいはノー部活デーを設定しまして、努力をしているところでございます。今後は、学校ごとに目標をつくっていく必要があるだろうと考えております。

以上、平成31年4月から実施予定でございますけれども、財政負担を伴うところもございしますので、できるところから推進していきたいと考えているところでございます。また、計画を今年度に策定いたしますけれども、今後さらに継続的、段階的に見直しを図っていかねばいけないと考えているところでございます。

最後になりますが、こういった学校の働き方改革を推進していく上で重要なのが、右下にございます保護者や地域住民の理解を得ることかと思っております。そこで、今後さまざまところで啓発をしていかなければい



けないと考えております。例えばPTAとの懇親会のところでこういった説明をさせていただくとか、あるいは今後、コミュニティ・スクール委員会、あるいは学校地域支援組織を通じて保護者、地域住民の理解を促進するための啓発を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いたします。

野 口 委 員 本場にすばらしい取組で、しっかり実現していただくことを願っておりますが、幾つか確認で、教員の業務見直しと業務改善の推進というところで、ITの有効的な活用で業務の効率化を図るということで、すばらしいことだと思います。Wi-Fiを充実させるということも事業の中にあったものですから、校内でいろいろとネットワークにつながることでセキュリティ面での対応も必要になってくるかと思えます。ただ、こういうのは専門家がいないと、これが安全なのか、安全ではないのかというのがわかりにくいところもあるので、先生たちが安心して使えるように、もし個人情報が出てしまったらどうしようというのが足かせになってしまって、情報共有がしづらくなってしまくと、せっかく整えたのに有効活用ができないということにもなりかねないので、専門家がもちろん入るかとは思いますが、先生たちが個人情報の漏えいということを心配せずに積極的に情報共有できるような形をつくっていただきたいと思えます。

あと、もう一つ、コミュニティ・スクールもそうですけれども、学校がいろんな団体とお付き合いをする中で、たまたまうちの幼稚園でも近隣の小学校といろいろコラボレーションして何かやったりするのですけれども、やりとりが例えば電話であったり、あるいはFAXであったりとなると、教頭先生をお呼び出ししようとしても、今忙しくて出れないとか、FAXも、FAXが悪いとは言いませんけれども、FAXだともし違う番号を1個入れ間違えて送ってしまったら、それは個人情報の取り扱い上よっぽど危ないのではないかと思います。例えばメールでやりとりにくいのかといったときに、学校にメールアドレスはあるけれども、読まないこともあるので、なかなか有効活用できていないとか、あるいはセキュリティがいろいろかかっていて難しいのだという話も聞いたことがあるのです。校内でいろいろやりとりをする場合には構わないのですけれども、学校外の団体とお付き合いをする中で必

要なやりとりが、もちろん電話とか直接お話をすることができればすばらしいのですけれども、それは非常に今の働き方改革でいうお互いの時間を拘束してしまうことにもなるので、そこにもうまくIT、ネットを使ったやりとりができないかというのもご検討いただけたらありがたいなと思います。

以上です。

参事兼教育指導課長

貴重な御指摘ありがとうございます。教員が必ずしも全て専門家というわけではありませんし、またネットに十分触れられていない教員もいますので、安心してできるように整備していかなければいけないのかなと考えています。現在も支援員はこちらのほうで確保しているのですけれども、何分予算もかかることですので、市とも協議しながら環境を整えていきたいと思っております。

2点目につきましては、現在は校長、副校長のパソコンについてはネットにつながっています。セキュリティについては、万全とは言いがたい状況でございます。今後こういったところもしっかりと考えていかなければいけないなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

教 育 長

私からも補足いたしますが、情報セキュリティの問題は、これから開かれる市議会でも関心を寄せていただいておりますし、質問が寄せられているところがございますけれども、野口委員がおっしゃっておられるように、専門家の体制を構築していかないと今の役所の体制では厳しいのかなと思っております。そういった意味では組織的な限界も出てきているのかなと思っております。各自治体の様子を見ますと、例えば学校のICT推進支援室を持っている自治体等もございますし、さまざまなやり方があろうかと思っておりますけれども、学校だけではなくて全庁的に考えていかなければいけないのかなと思っております。セキュリティのこともあわせて、ぜひ教育委員の皆様には、このテーマについて、非常に重要なことでもありますので、ぜひまた機会あるごとに御指導、御支援をいただけるとありがたいと思っております。私どもとしては、市長部局にそういう問題意識で今後詰めながら、いち早く実現できるようにしていきたいところがございます。今後の方向性みたいなことを示しているところでもございますので、御理解をいただければと思います。

新 藤 委 員

ぜひ進めていただきたいということは大前提のお話です。教員の仕事の軽減をしていくためには、特に福生では、やはり福祉との関係を見据えて、組織的な関係性をきちんとしていかないと、難しくなると思うので

す。個々の教員は目の前の生徒をどうするかといったときに自分の携帯を教えるとか、あるいは生活指導主任が代表してどうするかという学校内の独自の体制をとらざるを得ないという事態も今のまま進めると出てきます。必ずこの時間の管理をきちんとしなければ、帰れる時間を帰ることができるということ、不測の事態にきちんと組織的に対応できるということの実現は難しいと思います。学校と福祉の組織との問題をきちんと解決していかないといけません。学校現場だけに目を据えて働き方改革を推し進めることは、すなわちこれを進めれば進めるほど、子どもを救おうとする教員は負担が大きくなるし、悩むであろうし、手を抜く教員は手を抜いていくというあたりの危惧も出てくると思うのです。そういうことも含めまして、ぜひ福祉関係の組織とどうしていくのかということはこの働き方改革と同一にやはり論じて、生かす策をお示しいただくと、もっと現実味のある、安心できる働き方改革になるのかなと思っておりますので、ぜひそのあたりの視点も出していただければと思います。

参事兼教育指導課長 貴重なご意見ありがとうございます。今回につきましては、ある程度学校におけるということを中心として議論を進めてまいりました。しかしながら、冒頭の目的のところには学校教育の質を維持する、子どもの幸せを考えるとということになると、その点では、学校の中だけではできないこともあると思いますので、貴重な視点をいただきたいということで、今後の検討材料にしていければと思います。ありがとうございます。

教 育 長 新藤委員からもございましたが、私も学校の教員の出身でございますので、学校の教員がどうして残業が多いかということ、生徒指導といいますか、児童・生徒と向き合う時間の確保というものがなかなか難しい、あるいは授業の準備等に割ける時間の確保がなかなか難しいということだと思います。これは、先ほどから出ておりますが、教員のパソコン環境にも影響している部分がありますし、新藤委員がおっしゃるように、なかなか家庭との連絡がつきにくかったりする部分がございます、そこに莫大な労力が割かれているということもございます。ぜひこれは新藤委員がおっしゃるように全庁的に取り組んでいかなければいけない。その役割の分担といいますか、責任の分担といいますか、そういったものを明確にしながら進めていく必要があるかと思っております。もっと組織を機能的にどうしたら高められるかということになるかと思っておりますけれども、第二次ふっさっ子未来会議ということで予定をさせていただいてお

りますけれども、その中でこういった議論をぜひ進めていただいて、担当の福祉部局等の担当者呼んで、そういう会議を持ちたいと考えておりますので、あわせてまた御指導をいただけたらと思います。

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

野口委員 部活動のことについてなのですけれども、昨今いろいろ言われているところではあるのですが、実際のところ例えば今福生の部活動の顧問の先生がいろいろ練習に付き合ったりする時間というのは、どれぐらい多いのかというのは例えば調べたりとかデータ比較したりなんていうことはしたことがあるのですか。都のデータとかはあるのかもしれないですけども、福生市は実際どんなところで、これがどの程度の負担になっているのかというのはデータとしてとっていたりしますか。

参事兼教育指導課長 こちらで調査をかけたことはないのですけれども、例えば運動部の場合は平日、週4日で、大体活動できるのは4時から6時、あるいは6時半ぐらいになる。土、日になりますと、半日練習、あるいは他の学校との試合も当然あります。このように、練習試合等も含めると1日かかります。さらに、大会参加になると、勝ち進めば進むほどどんどん、どんどん連日になりますので、そう考えますと某大な時間を費やしているという形になります。これは、特に福生だけが突出しているとか、あるいは福生が少ないとかということではなくて、どこの市もある程度同じ状況にございます。

野口委員 先生たちが平均的に部活の顧問とかやっているのかなというのが気になって、例えば聞いたところによると、新人さんは大体運動系の時間がすごくかかる部活の担当になりやすいとか、ベテランの先生はそうではないとか、何か教員によって受け持つ部活が違ったりとか、でもそれは年度が変わるとうまく平均的にやっているのであればまだいいのですけれども、何か特定の先生にそういう厳しい部活とかすごく勤務の多い部活が偏るということがあったりするのかなというのが気になったものですから、そこら辺も何かうまく全体的に平均化できるといいのかなと思いました。

教育長 野口委員が今おっしゃった部活動の顧問の持ち手といいますか、そういう割り振りは校長がかなり苦勞するところではあるのですけれども、以前に比べますと、今そういうことはかなりなくなってきています。1人の顧問に大きな負担がないように複数顧問制にするとか外部指導員を入れる、あるいは部活動指導員というのは練習から試合まで完結できる制

度、仕組みですので、そういったこととあわせて、おっしゃっていただくようなことはできるだけ軽減を図れるように努めていきたいと思えますし、そのことが負担になって本来の授業等の校務に影響が出ないようにしていくということで今回のこういう改革案を出してきているわけですが、予算等もかかってまいりますので、年度ごとにまたしっかりと精査をしていきたいと思っております。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第13号、ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第13、議案第13号、ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の161ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、平成29年度に開始いたしましたふっさっ子グローバルヴィレッジ事業について、平成31年度の事業実施に当たりまして、これまでの課題の解決及び事業の質の向上に向けた検討の結果、体験学習の実施場所や実施期間、要綱等の見直しを行いたいので、本議案を提出するものでございます。

まず、これまでの事業の課題といたしましては、参加人数が定員に満たないこと、それから事業日程が事前研修、体験学習、事後研修までとなり、全日程に参加できないことから、応募を断念する小・中学生がいること、これまでの実施場所は移動に多くの時間を要することや、また今の外国人スタッフの指導力は合格点ではありますが、参加者の学習レベルに沿ったより柔軟な指導力のあるスタッフが求められること、体験学習に集中できる環境が必須であることなどから、実施場所や実施期間の変更が必要であると考えてございます。

次に、要綱等の改正の内容でございますが、まず事後研修を体験学習で得た成果の発表会から報告を行うということに変更することで参加者の負担を軽減し、より応募しやすい状況になると考えております。参加人員は、

小学生20名以内及び中学生20名以内から40名以内とすることで、小・中学生の参加人数に対して柔軟な対応をすることができます。

最後に、体験学習の実施期間について、夏季休業中の4日間から4日以内とし、行き先を東京グローバルゲートウェイに変更することで、日数に関係なくプログラムの内容を柔軟にし、体験学習の内容の質の向上が図れると考えてございます。

私からの説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 東京グローバルゲートウェイに変更することになって、一番変わるということは何なのでしょう。

生涯学習推進課長 環境が整うということが大きくあります。これまで、国内の宿泊施設で体験学習プログラム等を実施していましたが、どうしてもあるところで日本に必ず戻ってしまうというところがございます。専門の外国人スタッフが揃っている東京グローバルゲートウェイで行うことで環境が整います。それからこれまで参加者の個人的なレベル差というものもございまして、プログラムの内容に課題も実際ございましたが、専門的な施設が整っていて、成功体験をうたっている東京グローバルゲートウェイで実施することで、子どもたちがより英語を好きになるとか、文化交流を好きになるとか、そのようなことが期待できるので、東京グローバルゲートウェイでの実施を考えております。

坂 本 委 員 新しい東京グローバルゲートウェイでは、宿泊はどうなるのですか。

生涯学習推進課長 宿泊については、東京グローバルゲートウェイにはありませんので、近隣のホテルを用意して宿泊を考えております。

坂 本 委 員 それは、日本に戻ってしまうということになってしまうのではないですか。

生涯学習推進課長 宿泊については日本に戻ってしまいますので、そこではナイトプログラムを用意して実施しようと考えております。日中は日本ではないところで実施できると考えております。

教 育 長 よろしいですか。ほかにございますか。

ぜひ次年度、現場の様子を御視察いただけたらまたありがたいかなと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第14、議案第14号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

公民館長より内容の説明をお願いします。

公 民 館 長 それでは、日程第14、議案第14号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、163ページをお願いいたします。提案理由でございますが、社会教育法第30条及び福生市公民館条例第17条の規定に基づき、次の者を福生市公民館運営審議会委員に委嘱しようとするものでございます。任期でございますが、平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

委員でございますが、資料163ページから164ページに記載の10名でございます。氏名は、松下正代氏、石井和夫氏、富田久美子氏、渡部綾子氏、三浦理恵氏、清水さとみ氏、中村瑞穂氏、伊東静一氏、三浦佳江氏、末木瑞枝氏の再任4名、新任6名でございます。なお、選出期間、団体、就任年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

何か質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、報告第3号、平成31年度福生市学校給食会計予算についてを議題といたします。

学校給食課長に内容説明をお願いします。

学 校 給 食 課 長 日程第15、報告第3号、平成31年度福生市学校給食会計予算について御報告いたします。

資料は、本日配付させていただきましたA4横1枚の報告第3号資料、

平成31年度福生市学校給食会計予算をお願いいたします。まず、内容について説明させていただく前に、こちらにつきましては平成31年2月13日に開催いたしました福生市学校給食センター運営審議会におきまして承認されましたことをまずもって報告を申し上げます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。まず、収入の部でございます。科目、児童生徒給食費は1億6,405万3,000円、前年度比21万円、0.1%の増となっております。これは、児童数の微増等による増でございます。

次の科目、教職員給食費は1,786万3,000円で、前年度比84万円、率で4.9%の増となっております。こちらも教職員等の微増等による増でございます。

なお、給食実施回数でございますが、平成30年度は小・中学校ともに年間192回でございましたが、中学校においては、初めて年間を通して完全給食を実施いたしましたところ、平成31年度の教育課程の編成に伴い、給食提供回数の変更についての要望が全中学校からございまして、教育指導課、学校給食課で協議いたしまして、190回の給食実施に変更いたそうとするものでございます。

これに伴いまして、中学校の生徒及び教職員の給食費は、新入学月に給食回数が少ない小学校新1年生と同様の措置で、給食費徴収段階での調整で対応してまいります。

続きまして、科目、過年度分給食費の予算額は118万7,000円で、前年度比21万9,000円の増、22.6%の増となっております。これは、中学校給食の開始より2年が経過しまして、給食対象者が拡大したことなどによるものでございます。

次に、補助金100万5,000円は牛乳代に対する3%分の補助でございます。

次に、雑収入20万円は保護者、市民等の試食会費等でございます。

次に、繰越金は1,052万9,000円で、前年度比41万8,000円の増、4.1%の増でございます。

以上、収入の部の予算額合計は1億9,483万7,000円で、前年度比179万8,000円の増、0.9%の増となっております。

続きまして、支出の分をごらんください。科目、食材料費は1億8,191万6,000円で、前年度比105万円、0.6%の増でございます。米飯中心の献立は、変更はございません。

次に、還付金は164万1,000円でございます。



次に、予備費1,128万円は、想定外の食材料費の高騰などに備え、予備費として計上いたしましたものでございます。

以上、支出の部の予算額合計は1億9,483万7,000円で、前年度比179万8,000円、0.9%の増となっております。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。既に給食運営審議会を通しておりますが、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。報告第3号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、協議事項1、平成31年度福生市教育方針についてを議題といたします。

教育総務課長より内容説明をお願いします。

教育総務課長 協議事項1、平成31年度福生市の教育方針について、提案理由並びに内容につきまして御説明をさせていただきます。

169ページをお願いいたします。提案理由ですが、平成31年第1回市議会定例会におきまして平成31年度の教育方針を述べるに当たり、御協議をお願いするものでございます。この内容は、2月26日の市議会定例会初日の冒頭で市長の施政方針演説に続きまして教育長から御発言をいただくものでございます。

171ページをお願いいたします。冒頭では、予測不可能な21世紀社会において能動的な学習を継続する力の必要性と子どもたち一人一人が夢と志に向かって頑張ることができる学校環境づくりに学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会全体で子どもを育むこと、そして福生市教育委員会は、子どもたちがよりよい社会の担い手となれるよう、その環境づくりに全力で努めていくこととしてございます。

172ページ上段では、ふっさっ子未来会議による提言の具現化と福生市のこれまでの教育の取り組みを述べるとともに、今後のさらなる施策の高まりと人材の持続的な体制づくりについて述べております。

中段では、教育振興基本計画〔修正後期〕に基づく4つの基本方針に沿いまして、平成31年度に予定している主要な事業を述べております。まず、

教育委員会全体の事業として、2020年度以降の新たな福生市教育振興基本計画の策定、子どもを取り巻く環境の変化や諸課題の対応策を検討するため、平成25年度に設置いたしましたふっさっ子未来会議の第2次会議を設置するとしてございます。

173ページ中段の基本方針1では、育成すべき資質、能力を明確にした教育活動の推進や特別支援教育及び不登校対策の充実、学校における働き方改革の推進、学校ICTの推進などについて述べております。

174ページ中段からの基本方針2では、コミュニティ・スクール制度の推進や教育環境の整備充実、学習環境等の整備充実などについて述べております。

175ページの上段から基本方針3では、生涯学習やスポーツの推進、公民館や図書館事業を、176ページの中段からの基本方針4では、家庭の教育力の向上や他部署との連携の質の向上などについて触れております。

最後に、「福生市で学んでよかった、学び続けたいまち ふっさ」を実感していただけるよう、教育の持続発展に組織一丸となって取り組んでいくことを結びとしております。

内容については、以上でございます。

教 育 長

説明が終わりました。

何か御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項1は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、協議事項1は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第17、その他報告事項について、事務局から何かございますか。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、その他報告事項も終わりにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成31年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時13分 閉会